



志摩市選挙管理委員会告示第36号

令和8年10月4日執行予定の志摩市南張財産区議会議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第268条により適用する同法第143条第1項第5号に規定する選挙運動のために使用するポスターを掲示するために受ける検印又は証紙の交付について、志摩市選挙管理委員会が行う方法は、検印によるものとする。

令和8年6月1日

志摩市選挙管理委員会委員長 谷崎 充

